

第11節 平成10年度の税制改正

1 政治経済の動向

政府税制調査会は平成9年12月16日に「平成10年度の税制改正に関する答申」をまとめている。政府は答申を受け、12月20日に「平成10年度税制改正の大綱」を取りまとめ、平成10年1月9日に「平成10年度税制改正の要綱」を閣議決定している。税制改正に至る例年のこの運びの中で、この年度改正では異例の事態が生じている。

政府税制調査会が答申をまとめたその翌日、ASEAN非公式首脳会議から帰国した橋本首相は記者会見を行い、「アジアの経済状況が深刻なことを改めて痛感した。わが国経済の状況は家計、企業の景況感に厳しさが見られ、わが国の金融システムやアジアの経済状況など国民の不安感が払しょくできない状況にある。そして、クアラルンプールで日本発の世界恐慌の引き金は絶対に引かないと私は内外に言明した」とアジア通貨危機の深刻さを指摘した。続いて、「そうした状況を踏まえて改めて思い切った施策を講じなければならないとの思いから、特別減税を緊急に実施することを決心した。与党幹部、自民党税制調査会幹部、関係閣僚に97年度補正予算で2兆円特別減税を行うことについて指示した。今後、自民党、政府税調で具体的内容について早急に詰め、政府としても早急に作業を進める」¹⁾と突然の（所得税と個人住民税を合わせた）2兆円減税案を発表した。

この時は既に政府税制調査会の答申は提出されているので、それから年末を挟んで2兆円減税を「平成10年分所得税の特別減税」として改正要綱に盛り込み、合わせて大至急でその後の審議が進められた。すなわち、平成10年1月19日に特別減税に係る「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」が国会に提出され、1月30日に可決・成立、これによって平成10年2月と3月の減税の施行が可能となった。この2か月間は平成9年度内であるので、「平成10年分の特別減税」であっても、そのための財源は同年度の補正予算で工面することができる。平成10年度を「財政構造改革元年」と称していた橋本内閣にとって、

この措置は特別減税による赤字国債を平成10年度に持ち込まないために重要なものであった。そのほか、法人税制、金融税制、土地税制及び帳簿書類の電子データ保存に関する税制改正関連法案は3月に国会を通過している。たばこ特別税の創設にかかる法律は10月に国会を通過し、12月1日から実施されている。

以上を念頭に置いて、ここではまず、平成9年の政治経済の動向について述べる。続いて、税制改正の背景について述べる。具体的には、法人税制、証券税制、及び外国為替自由化への税制対応について取り上げる。次に、上に述べた平成10年1月に決定した所得税の特別減税と平成10年度予算が国会を通過後、4月に決定された「総合経済対策」に含まれている税制上の施策について述べる。この施策の中には、2兆円規模の平成10年分所得税と個人住民税の追加的な特別減税が含まれている。以上を踏まえて、政府税制調査会の「平成10年度の税制改正に関する答申」の考え方について検討を行い、実際に施行に移された平成10年度改正の内容について述べる。最後に、この改正に関する新聞の論評についても触れることとする。

橋本首相は、行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革及び教育改革の「6つの改革」の実現を目指していたが、税制との関わりでは、行政改革と財政構造改革の二面において重要な決定がなされた。行政改革では、橋本首相を座長として平成8年11月21日に行政改革会議が発足し、ほぼ1年の審議の後、平成9年12月3日に最終報告が提出され、中央省庁はそれまでの1府22省庁から1府12省庁に再編されることになった。ここではまた、大蔵省は財務省へと名称変更されること、再編は平成13年1月を目標とすることとされた。この報告の内容は、平成10年6月9日に成立した「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)で定められ、省庁再編の時期は、平成11年7月8日に成立した中央省庁等改革関連法によって、平成13年1月6日とすることが決定された。²⁾

一方、財政構造改革については、平成9年1月13日に「自社さ」の3党合意の下に橋本首相を議長とする財政構造改革会議が発足し、平成9年11月28日に「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)(以下では、「財政構造改革法」と表記することがある。)が成立した。財政構造改革会議の様子について、当時官房副長官であった与謝野馨は次のように語っている。「私は、首相経験者、蔵相経験者による超党派の会議を設置することを考えました。派

閣の領袖クラスなので、党内に強い公共事業削減反対論などを抑え込める。「用心棒みたいなもの」と言ったところ、梶山さん〔官房長官〕は「俺が話をつけよう」と根回ししてくれました。翌97年1月、中曽根さん、竹下登さん、宮澤喜一さん、村山富市さんら首相経験者4人と蔵相経験者らによる「財政構造改革会議」が発足します。竹下さんからは、「君は俺たちを『用心棒』と言ったそうだが、『用心棒様』と呼んでくれよ」と冷やかされましたが、中曽根さん、竹下さんらの「長老」は、当時の党執行部から敬遠されがちでしたので、首相官邸という表舞台で議論できることを歓迎し、党内を抑えてくれました。³⁾

こうして歳出削減の反対論者を抑えて「財政構造改革法」が成立するが、その内容は(1)平成15年度までに財政赤字をGDP比3%以下とする、(2)特例公債発行は同年度までにゼロとする、(3)公共投資、社会保障費などの個別歳出項目の平成9年度予算からの削減率などを設定することなどであった。特に公共投資については、平成10年度予算では平成9年度の当初予算と比べて7%以上の削減とするなど、財政健全化に向けて相当厳しい内容となっていた。

このような行政改革と財政構造改革で進行する審議を背景として、橋本首相はかねてから表明していたとおり、平成9年4月には消費税率の引上げと平成6年度から毎年度続けられてきた所得税・住民税の特別減税の停止を行った。しかし、アジアの通貨危機を震源の一つとして、平成9年の第2・四半期くらいから景気は悪化の一路をたどっていく。その国内での最も顕著な表れは、相次ぐ金融機関の倒産であった。「財政構造改革法」が審議されている最中にも、11月3日に三洋証券の「会社更生法」(昭和27年法律第172号)適用申請、続いて17日には北海道拓殖銀行の破綻、24日に山一証券が自主廃業となっている。こうした動きに加え、平成10年1月には大蔵省の金融検査官らが逮捕されるという不祥事が起き、1月28日には三塚博大蔵大臣が辞任し、その後いったん橋本首相が蔵相を兼任した後、30日には新しい蔵相に検事出身の松永光が就任する。また、1月29日には大蔵省の小村武事務次官も辞任、田波耕治に代わっている。

不況と倒産の嵐の中で、平成10年度予算に向けて歳出カットどころか、歳出の増大が不可避となっていた。まず、金融危機への対応では、平成9年12月に入って前官房長官の梶山静六による「10兆円」の構想が浮上した。これは公的資金注入による不良債権処理・金融システムの安定化を目的としたもので、

「緊急金融システム安定化対策本部」（本部長・宮澤喜一）での検討を踏まえて、平成10年2月に関連する金融法案が成立した。これによって、緊急時には交付国債（必要な時に現金化できる公債）を発行する準備が整えられたが、その総枠は当初の10兆円から30兆円になった。⁴⁾

こうした金融不安への対応によって、「財政構造改革法」で定められた公債発行の枠を守ることは困難となっていったが、平成9年の年末には、上に述べたように首相自らが年度内の所得税と個人住民税の特別減税を指示する事態となった。以下では、この特別減税を含めて、平成10年度税制改正に至る審議の背景について述べることにする。

〔注〕

- 1) 記者会見における橋本首相の発言は、『読売新聞』平成9年12月17日夕刊による。
- 2) 大蔵省内の財政・金融の分離では、金融の企画・立案機能を大蔵省内に置くべきか否かについて、行政改革会議の最終報告まで決着がつかなかったが、中央省庁等改革関連法によって、その機能を大蔵省から分離させ、内閣府の下の金融庁（平成12年7月1日発足）に移すことになった。
- 3) 『読売新聞』平成25年1月28日朝刊。
- 4) こうした公的資金のバックアップが整うにつれて、金融不安も次第に収束に向かった。すなわち、平成10年3月には大手銀行への公的資金の投入が行われた。平成10年10月には「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）（以下では、「金融機能再生法」と表記することがある。）や「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第143号）（以下では、「金融機能早期健全化法」と表記することがある。）が成立し、日本長期信用銀行や日本債券信用銀行は一時国有化されたが、市場の混乱は次第に収まっていった。

2 税制改正の背景

（1）法人税における課税ベースの在り方

平成10年度改正の審議の背景として、ここでは法人税制、証券関連税制、及び外国為替自由化に伴う税制対応を取り上げる。平成10年度改正では、このほか平成10年1月に決定した所得税の特別減税と4月になって経済対策閣僚会議が決定した「総合経済対策」に盛り込まれた租税施策があるが、これらについては項を改めて述べる。そのほかにも、平成10年度には土地関連税制において

地価税の課税の停止や土地譲渡所得課税の大幅な軽減がなされているが、これについては既に「平成8年度税制改正の背景」において平成3年度の地価税創設以来の土地関連税制の見直しを跡づける中で述べた。

法人税の見直しに向けて、政府税制調査会は平成7年10月24日に「法人課税小委員会」を設置し、その後の検討を経て報告書を平成8年11月26日にまとめている。この報告書を基に、平成9年度の改正に向けた議論が行われたが、税率の引下げ幅や課税ベースの在り方について産業界等との合意にまでは至らなかった。その後、関係者間の調整を経て、改正は平成10年度に実現する。この改正の検討過程については、既に平成9年度の税制改正を論じた際に改正の背後事情の一つとして取り上げた。そこではまた、その後、平成11年度に行われたより大規模な法人税改正とその評価についても触れた。

平成10年度の改正では、課税ベースの見直しとして引当金、減価償却、有価証券の評価、収益及び費用などの面で改正が行われた。ここでは、「法人課税小委員会」の報告書に戻って、この改正に至った考え方について述べる。¹⁾ この報告書の特色は、課税ベースの見直しに当たって、いわゆる確定決算主義と税法によって定める課税所得の関係から議論を始めていることである。報告書は、確定決算主義の内容として次の3点を掲げている。「① 商法上の確定決算に基づき課税所得を計算し、申告すること。② 課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理されていること（損金経理）等を要件とすること。③ 別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算すること」。

このように課税所得は「商法」上の決算を基に計算されるが、この点について報告書は税法、「商法」、企業会計原則はそれぞれ固有の目的と機能を有しており、その結果、課税所得は企業会計上の所得と異なることがあるとしている。すなわち、「商法」会計の目的は、株主及び会社債権者の利益保護のための利害調整と情報提供であり、「証券取引法」会計の目的は投資者保護のための情報提供である。これに対して、「税法は、税負担の公平、税制の経済に対する中立性の確保等をその立法の基本的な考え方とし、適正な課税の実現のため、国と納税者の関係を律している。したがって、税法において、適正な課税の実現という税法固有の考え方から、商法・企業会計原則と異なった取扱いを行う場合があることは当然である。例えば、交際費の損金不算入、受取配当の益金

不算入、引当金の繰入限度額にみられるように、税法固有の取扱いが以前から存在している」として、税法上の所得、すなわち課税所得が企業会計上の所得と異なることは、むしろ当然であるとしている。

ここまでは、確定決算主義と課税所得の関係についての一般論であるが、報告書はもう一步踏み込んで、「現行法人税法が商法・企業会計原則における会計処理の保守主義〔企業経営の健全性を配慮した会計処理〕や選択制を容認している結果、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みをもたらされている面があることも否定できない」と論じている。その上に立って、「法人税の課税所得は、今後とも、商法・企業会計原則に則った会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いとすることが適切と考える」と述べ、適正な課税のためには税法独自の益金、損金の判断が必要となるとしている。

企業会計上の所得と課税所得の在り方に関する以上の議論は、実は法人税の課税ベースの拡大の根拠となっている。上に指摘したように、企業会計上の保守主義や選択制は課税所得を歪めているとされているが、それを企業課税改革の視点から見れば、課税所得計算においてそれらを見直すことによって課税ベースを拡大するべきだという主張と繋がる。

報告書は続けて、課税ベース拡大のための以下の具体的な検討事項を掲げている。

- ① 費用又は収益の計上時期の適正化
- ② 保守的な会計処理の抑制
- ③ 会計処理の選択制の抑制・統一化
- ④ 債務確定主義の徹底
- ⑤ 経費概念の厳格化
- ⑥ 租税特別措置等の一層の整理合理化等
- ⑦ 国際課税の整備

平成10年度改正は、こうした視点を実際の改正に反映させたものとなっている。引当金の廃止や縮小は、「保守的な会計処理の抑制」や「債務確定主義の

徹底」の観点から、費用の過度の計上や（前倒しにされている）計上時期の適正化を図るために必要であるとされている。建物の減価償却方法を定額法とする改正は、「会計処理の選択制の抑制・統一化」によっている。有価証券の評価において切放し低価法を廃止したのもまた、保有有価証券の評価額を低く抑えている「保守的な会計処理の抑制」を理由としている。長期請負工事や割賦販売等に係る収益や費用については、「会計処理の選択制の抑制・統一化」の観点から、実態をより反映した会計方法への改正を行った。そのほか、中小企業の交際費の縮小や役員の親族である使用人への過大な給与の損金不算入は、「経費概念の厳格化」を図ったものである。

このように課税ベースを拡大することによって、法人税の基本税率（普通法人）を37.5%から34.5%に引き下げた（同時に、都道府県税である法人事業税の税率は、12%から11%に引き下げられた）。法人税収は景気によって大きく影響を受けるので、税制改正による税収変化を推計するのが困難であるが、課税ベースの拡大と税率引下げによるネットの法人税の増減収額は、初年度は3260億円の減収、平成10年度から平成15年度では平均2140億円から2580億円の減収、それ以降は引当金等の増収効果が無くなることから、改正の効果だけでみると1兆円の減収と推計されている。²⁾ 法人税率の引下げ幅については、この改正後も更に要求が高まり、橋本内閣が退陣し、小淵内閣となった後の平成10年11月に、法人税の基本税率を平成11年4月から30%（法人事業税9.6%）へと更に引き下げることが決定された。この時、課税ベースの見直しはいっさいなされなかったため、減税規模（法人事業税分を含む）は2兆円へと増大した。

（2）証券関係税制の見直し

証券関係税制も、平成10年度で見直しが必要とされていた。平成8年度改正の「税制改正の背景」の項で述べたように、この年度の改正によって、平成10年3月までの時限措置として、株式譲渡益課税の強化とセットで有価証券取引税と取引所税の税率が引き下げられた。そこで平成10年度改正では、この2つの税のより根本的な見直しが求められていた。その検討過程について当時主税局長であった薄井信明は次のように述べている。³⁾ 「この改正〔平成8年度改正〕のほぼ1年後の平成9年5月に、政府税調に金融課税小委員会が発足しました。経済・金融取引のグローバル化に伴って、金融システム改革が進みまし

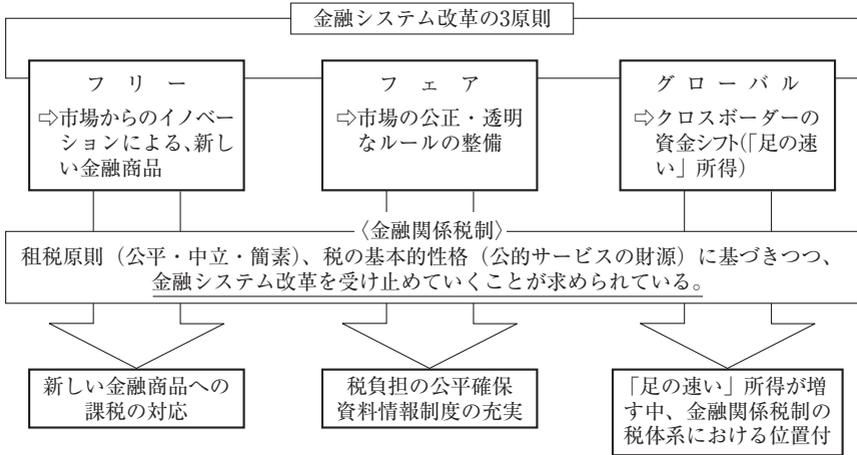
たので、金融税制も時代に即応したものにするというのが、小委員会の発足のねらいでした。12回審議を経て、この年〔平成9年〕の12月に、「金融システム改革と金融税制—小委員会中間報告」がまとめられました。そこでは、「有取税」については、「具体的スケジュールはともかく、思い切って廃止の方向を示すべきである」、「株式等譲渡益課税について申告分離一本化が実現されないなかで取引課税のみを廃止することは適当でない」、「金融のグローバル化に伴い所得の捕捉が困難になっていく中では、取引課税には一定の意義が認められる」といった意見が併記されました。

図1-11-1は、金融課税小委員会中間報告のあらましを示したものである。小委員会ではまず金融改革の理念は、フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場に）から成る3つの原則に示されるとして、それに対応する税制の在り方を検討している。その第1弾は、平成10年4月から施行される「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）（以下では、「外為法」と表記することがある。）の改正により、国境を越えた資金移動が自由化されることへの税制の対応である。具体的には、「国外送金等に係る資料情報制度」と「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」であり、第2弾が薄井の言及している証券関係税制、すなわち「有価証券取引税、取引所税」、「株式等譲渡益課税の適正化」などである。

このうち第1弾は、国内の利子や金融類似商品には源泉分離課税が行われていることにより、金融機関から税務当局に対する支払調書が提出されていないため、新たに情報の提供や確認を求めたものである。その検討過程と結果については後述する。

第2弾の金融の取引課税である「有価証券取引税、取引所税」については、薄井が述べているように、委員会の中で意見が分かれた。金融システム改革の推進のためには思い切った廃止を求める意見、株式等譲渡益課税について申告分離一本化という適正化ができていない中で取引課税のみを廃止するのは適当でないという意見、その折衷の、金融のグローバル化に伴い所得の捕捉が困難となる中で、税率次第では取引への影響も少ないことから、取引課税はある程度やむを得ないという意見に分かれた。小委員会は結論を持ち越して、翌年度税制改正を検討する政府税制調査会の場で、「現下の経済・財政事情、税制改

図 1-11-1 「金融課税小委員会中間報告」のあらまし



〈第1弾〉

外為法改正への緊急対応 ⇨ 第141回臨時国会に法案が可決成立

- 「国外送金等に係る資料情報制度」(資料情報制度)
- 「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」

〈第2弾〉

証券市場の構造改革への対応 ⇨ 10年度税制改正で検討

- 有価証券取引税、取引所税
 - ・ 政策的な廃止論、廃止への反対論、税負担の軽減論を併記。また、廃止論、軽減論のいずれの立場からも、株式等譲渡益課税の適正化を踏まえる必要性を指摘する意見あり。
- 株式等譲渡益課税の適正化
 - ・ 源泉分離選択課税を廃止し申告分離課税に一本化することが適正化の方向。ただし、当面の証券市場の状況等に配慮が必要。
- ストックオプション、金融持株会社、SPC、会社型投資信託への適切な対応
- その他 (生損保控除等)

〈今後の課題〉

- 納税者番号制度
 - ・ カードの普及に伴う番号利用の一般化、基礎年金番号や住民票コード等全国一連番号の整備の進展、グローバルな資金移動に対する資料情報制度充実の要請等の新しい局面を踏まえ、より具体的かつ積極的に検討すべき時期に来ている。
- その他

(出所) 税制調査会金融課税小委員会「金融システム改革と金融関係税制—金融課税小委員会中間報告—」(平成9年12月) 48ページ。

正全体の中での位置付け等を総合的に勘案した上で、成案がまとまることを期待する」としている。

「株式等譲渡益課税の適正化」については、小委員会の結論はもっと明解であった。すなわち、申告分離課税の実績も上がっていることから、「申告分離課税へ一本化したとしても適正な申告を期待できる状況になっている」こと、「実額により所得計算をして申告することは申告納税制度の基本」であること、及び昭和63年に原則非課税から原則課税に移行した時と比べ、分離課税の枠組みの中で行う変更の影響は小さいことなどを理由に挙げて、「当小委員会としては、源泉分離選択課税方式は廃止し、申告分離課税に一本化することが適正化の方向と考える」と取りまとめている。

このように小委員会報告書では、「有価証券取引税、取引所税」については、委員会内部でも意見の集約に至らず、経済・財政全体の事情、すなわち景気判断を踏まえて方向性を定めるべきだという結論となっている。より端的に言えば、政治の場で両税が廃止となるのであればやむを得ないという判断がうかがえる。それに対して、「株式等譲渡益課税の適正化」については、みなし譲渡益に基づく源泉分離課税の廃止を強く求めるという内容になっている。

薄井は、続いてこの報告前後の証券関係税制に関する与党内における検討の様子について述べている。⁴⁾「平成9年の秋から年末にかけての与党税調では、予想通り、10年度末期限切れの証券関係税制の取り扱いが争点の一つとなりました。あの金融危機のさなかでしたし、年末に、急遽、特別減税が飛び出したような経済環境でしたから、課税公平論は負担軽減を求める声にほとんど掻き消されてしまいました。結局、「有取税」と「取引所税」の税率は現行水準のおよそ半分の水準に引き下げられ、株式譲渡益課税はそのまま2年間延長することとなりました」。

このように金融機関の不良債権処理を巡る政府・与党内の調整で時間を取られ、証券関係税制の改正については一時停戦ということになった。その後について、薄井は次のように語っている。「平成10年度改正では、このように有取税及び取引所税の廃止は免れたのですが、この時の与党の「税制改正大綱」と政府の「税制改正要綱」において、「有取税及び取引所税については、11年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化と併せて廃止する」と明記されました。これを、今、冷

静に読めば、廃止の方向を宣言するものであり、内容的にも整合性が取れている、と読むことができます。ところが、当時は、「譲渡益課税の適正化」は無視され「両税の廃止」だけが実現されていくのではないかと疑っていましたが、同じ時期に「地価税」凍結という事態に直面していたことも重なり、強い敗北感を感じたものです。それでいて、約2年先の条件付廃止だし、法律で決めたことでもないのだから、別の展開もあるのではないかと、という淡い期待も抱いていました。…(中略)…平成11年度税制改正作業で、「有取税」等の廃止は11年末ではなく、前倒しされ11年3月末となりました。株式等譲渡益課税については、申告分離課税に一本化し、2年間の経過措置として従前どおり源泉分離課税の選択も認められました。株式等譲渡益課税に着実な進展があったことで、ホッとしたものです」。

このように昭和63年の抜本的税制改革以来ずっと懸案であった証券関係税制の在り方については、証券取引に重複して課される取引税を廃止する一方、株式等譲渡益については分離課税を続けつつ、源泉分離課税を廃止し、申告分離課税に一本化することとなった。これをもって、「ホッとしたものです」という薄井の感慨に至ったのである。

(3) 外国為替取引の自由化と税制

外国為替取引の自由化への税制上の対応が必要になり、「金融課税小委員会中間報告」でもその第1弾の課題となっていることについては述べた。この検討の背景として、薄井は次のように述べている。⁵⁾

「私が主税局長時代の金融分野は文字通り激動の時期、それも金融危機へまっしぐらの時期でした。平成7年には、コスモ信組等の破綻、大和銀行ニューヨーク支店問題、住専処理の閣議決定があり、8年から9年前半にかけては、外為制度の抜本改正、日銀法改正、金融監督庁設置の話が論議されました。9年秋には、三洋証券、北拓、山一証券の問題が続発しました。

これらのうち直接的に税制に絡んだのは、外為制度の抜本改正でした。それまでは、資金の出入りについて為替の世界で規制が効いていましたから、税制はそれに依存していればよかったです。為替の門戸が完全に開かれることになり、税金逃れの資金流出を防ぐために税制面で整備しなければならなくなったのです。榊原〔英資〕国際金融局長はかなり早い時期に相談、というか

通告に来ました。私は、為替の自由化はこれからの方向と思いましたが、税制面の手当てをしないままに踏み切られてはたいへんですので、税制改正のための時間的余裕がほしいと頼みました。外為法の改正・施行にも時間が必要だったようで10年4月施行となりましたので、9年秋の臨時国会に「国外送金等調書提出改正法」を提出するという異例の措置をとりました。11月には国会を通りましたので、外為法と同時期に、新制度を施行することができました。

これにより、国外送金をする法人、個人は、原則として、銀行や郵便局等に告知書を提出することが義務付けられ、一方、告知書の提出を受けた銀行等は、本人確認をすることと一回あたり200万円超のものについて調書を税務署に提出することが義務付けられました。…（中略）…

この種の規定の創設は理屈の上では当然なのですが、国民と金融機関等に新たな税制上の義務を負わせ、自由な経済活動を規制する規定ですから、ひと昔前だったら強い反対を受ける性格のもので、すなわち、与党内や国会での論議は相当難航するだろうと覚悟して臨みましたが、予想外にスムーズに理解を得ることができました。国民の意識が大きく変わっているのを痛感したものです」。

このほか、外国為替取引の自由化に伴い、「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」も導入された。これもまた、改正「外為法」によって国境を超えて自由に利子を受け取れることになることから、民間国外債の利子を受け取る者が非居住者であることの確認を求めた制度改正である。

このように資本取引の国際化と自由化によって、これまでの国内の資本所得課税の仕組みでは税の抜け穴に対処できない問題が顕在化してきた。金融課税小委員会の報告書は、以上のほか、役員・従業員へストックオプションを付与した場合の課税、金融持株会社解禁に伴う三角合併時の現物出資への課税、日本版パスルー事業体である「特別目的会社（SPC）」への課税、会社形態での投資信託課税など、新しい金融取引への課税の在り方が議論されている。

〔注〕

- 1) 税制調査会「法人課税小委員会報告」（平成8年11月）22-25ページ。
- 2) 「法人課税小委員会」で示された法人税の課税ベースの在り方については、川北力

「法人税課税ベース論」の基礎」（『ファイナンス』平成9年6月号）48-55ページ、平成10年度の法人税改革については、藤城眞「平成10年度税制改正における法人税制改革の概要」（『ファイナンス』平成10年4月号）74-91ページを参考にした。

- 3) 薄井信明・元主税局長口述記録。
- 4) 同上。
- 5) 同上。

3 所得税の特別減税と「総合経済対策」の税制上の施策

(1) 所得税の特別減税

既に述べてきたように、平成10年1月30日に「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」（平成10年法律第1号）が成立した。特別減税は定額方式によって行うこととし、減税額は本人1万8000円、控除対象配偶者9000円、扶養親族（1人当たり）9000円とされ、給与所得者であれば、平成10年2月1日以降支払われる給与等に対する源泉徴収額から特別減税額を控除し、控除しきれない金額については、以後それ以降の源泉徴収額から順次控除するというものであった。ここでは、この特別減税の背後にあると思われるアメリカからの要求と、平成9年12月に橋本首相がこの減税を指示してからほぼ1か月後に法律が成立するまでの間の準備で配慮された点について述べる。

日本に対するアメリカの要求は、アメリカ国内の好景気を反映して、90年代中ごろまでの個別品目の数量目標を設定した上での包括経済協議に代わって、マクロ経済政策を通じる日本の内需拡大へと移っていった。そうした様子を伝えるものとして、次の記事がある。「ローレンス・サマーズ米財務副長官は〔平成9年2月〕28日、ワシントンの日米協会で「第二期クリントン政権の対日経済政策」と題する講演を行い、日本の対米黒字が二度と増加に転じないように内需主導の成長を続ける努力を強く求めた。また、日本に対するアメリカの関心の対象が、従来の市場開放要求から金融改革を含めた構造改革の進展に移行したことを明言した。…（中略）…特に、日本の構造改革で「最も重要なのは金融改革」と強調。① 競争機会の拡大② 透明性と情報開示の促進③ 強力でダイナミックな日本の金融制度の再構築の確認——の3点を注視する姿勢を示した。このほか、サマーズ副長官は内需主導の成長を求めた点に関して、「日本は潜在的な内需の強さを見極めながら財政再建のペースを決めることが重要。

日本の財政赤字（の深刻さ）は中程度で財政政策に余力はある」として、財政再建を理由に歳出抑制を図る日本政府をけん制した」。¹⁾

アジア通貨危機が深刻となっていくにつれ、アメリカの日本への圧力は高まっていった。平成9年11月、バンクーバーでの日米首脳会議の後、ローレンス・サマーズ米財務副長官は再び、「① 内需主導の経済成長の推進、② 設備投資への資金供給を促すための金融システムの立て直し、③ 消費者の自信を復活し個人消費を回復させる対策の実行」を求め、大型減税による個人消費の活性化を言外ににじませた。²⁾ 更に、12月に入ると、訪米中の小渕〔恵三〕外務大臣とルービン財務長官との面談について、次のような報道がなされている。「長官は、最近の日本の状況について、「内需主導の成長を回復することが不可欠だ」と述べ、財政出動による本格的景気対策が必要との考えを示唆した。また、「日本経済の回復はアジアや世界経済への貢献としても必要だ」と強調した」。³⁾

橋本首相は、12月17日に2兆円の特別減税を表明後、その内容を直ちにクリントン大統領に電話で伝えているが、それに対して、大統領からは「最近のアジア経済の混迷が深まる現状に照らし、非常に建設的な措置として歓迎する」と首相の決断を評価する返答があったと伝えられている。⁴⁾ こうしたアメリカ財務省要人の一連の強硬な発言と特別減税に対してクリントン大統領から即座に示された強い賛同を重ねて考えると、橋本首相が「クアラルンプールの二日間、本当に考えに考えぬいた揚げ句に」⁵⁾ 決断した特別減税の背後には、アジア通貨危機の真ただ中であって、アメリカからの内需拡大への強い圧力があり、橋本首相もそれに抗し切れなかった側面もあったと思われる。

次に特別減税に向けた準備について見ていくことにする。その様子を当時、主税局長であった薄井は次のように述べている。⁶⁾ 「この時の特別減税は、経済対策が最大のねらいでしたが、財政構造改革元年となる平成10年度予算の骨格を大きく変更しないですむものであることも求められました。三田共用会議所に主税局、国税庁だけでなく、官房や主計局の幹部なども加わって協議し、国会の日程、法律構成、事業者の実施のいずれの面においてもかなり無理があることを承知のうえで、9年度内に、つまり翌年3月までに、できるだけまとまった減税が可能となる案を搾り出しました。直ちに法案作成と減税実施の準備作業に取り掛かり、翌年1月19日、「平成10年分所得税の特別減税のための

臨時特別法案」を国会に提出。「所得税」の確定申告期が始まる2週間前の1月29日に、参議院で可決成立しました」。

薄井は特別減税の方式について、「このときの特別減税は、前年までの定率減税方式の特別減税と異なり、定額減税方式を採用しました。…(中略)…定額減税方式を採用したのは、できるだけ早い時期に、しかも平成9年度内に、まとまった額の減税分を実施するための窮余の一策だったのです。もっとも、こうした離れ業が可能となったのは、特別減税法案の早期成立について与野党に大きな異論がなかったからでして、普通の年には考えられないことでした」と述べている。

このように特別減税を実施するに当たって最も配慮されたことは、財政構造改革元年とされていた平成10年度の特例公債の上乗せを避けるために、できるだけ早く実施するということであった。しかし、平成9年所得分については、平成9年12月には既に年末調整が終わっていて、そこから減税を行うことは困難であった。そこで、減税の方式も迅速に行える定額方式として、平成9年度内である平成10年2月と3月の所得税から特別減税を適用することになった。

(2) 「総合経済対策」の税制上の施策

上に述べた所得税減税に加えて、政府は平成10年度予算成立後の平成10年4月24日に「社会資本整備と減税による思い切った内需拡大策を講じ、国内需要の喚起を図る」ことを目的に、12兆円規模の財政負担(うち、特別減税4兆円、政策減税・福祉給付金等0.6兆円、そのほかは一般公共・施設費など)、総事業費16兆円超となる「総合経済対策」を決定する。税制上の対策としては、次の施策を行うこととされた。⁷⁾

① 特別減税の追加・継続

平成10年分の所得税・平成10年度分の個人住民税について、定額減税方式によって更に2兆円の特別減税を行う。平成11年分も2兆円の特別減税を行う。

② 政策減税

<投資減税>

(i) 民間投資を促進するための税制上の措置

(ii) 研究開発を促進するための税制上の措置

<住宅減税>

住宅取得促進税制の拡充等

③ 法人課税

今後3年のうちにできるだけ早く、国・地方を合わせた総合的な税率を国際的な水準並みにするよう、検討を行う。

④ 所得課税

公正・透明で国民の意欲が引き出せるような税制を目指し、幅広い観点から検討を行う。

平成6年度から平成8年度まで続いた所得税・個人住民税の特別減税は、既に述べたように、平成9年度には停止された。しかし、平成10年分の特別減税の当初分は平成9年度の最後の2か月に適用されていることを考えれば、実態的には特別減税は平成6年度から平成10年度まで切れ目なしで続いたことになる。このように、つい数か月前までの財政構造改革の勢いは失速し、平成9年11月に成立したばかりの「財政構造改革法」は改正を余儀なくされた。平成10年6月に行われた改正後の同法の姿は次のとおりである。平成15年度までに財政赤字をGDP比3%以下、特例公債発行はゼロとする目標を平成17年度まで延ばし、更に、激甚災害や経済活動に著しい停滞が生じた場合などには特例公債の発行の縮減を停止することができるという弾力条項の加わったものとなった。⁸⁾

〔注〕

- 1) 『読売新聞』平成9年3月1日夕刊。
- 2) 『読売新聞』平成9年11月26日朝刊。
- 3) 『読売新聞』平成9年12月6日夕刊。
- 4) 『読売新聞』平成9年12月18日朝刊。
- 5) 『読売新聞』平成9年12月17日夕刊。
- 6) 薄井信明・元主税局長口述記録。
- 7) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日) 1、6-9ページ、梶山参事官室「総合経済対策のポイントについて」(『ファイナンス』平成10年5月号) 57ページ。
- 8) 「財政構造改革法」の内容と停止に至る改正過程については、杉本和行が「財政と法的規律—財政規律の確保に関する法的枠組みと財政運営—」(『フィナンシャル・レビュー』平成23年第2号(通算第103号) 65-90ページ)において論じている。

4 平成10年度の税制改正に向けた政府税制調査会答申¹⁾

政府税制調査会は、平成9年12月16日に「平成10年度の税制改正に関する答申」を提出している。平成10年度の税制改正は、この答申の後に橋本首相から特別減税や「総合経済対策」に含まれる税制上の施策について追加的指示が出されるという、例年と比べて変則的な形で進行したが、ここでは、改正の原点となった政府税制調査会の答申を振り返る。その全体を貫く考え方は、答申第1節の次の部分に示されている。なお、この年度から答申の文体は、「である体」から「です、ます体」に変わり、文章も読者により親しみやすい形となった。

検討に当たっての視点とその背景

(1) 平成10年度税制改正をとりまく環境

① 経済社会の構造改革にどう対応するのか

わが国経済社会の潮流は、加速的に変化しつつあります。少子・高齢化は予想を上回る速度で進展しています。グローバル化・情報化が進む中で、産業構造の転換が求められており、金融システムは市場の競争原理の下で大きな変革が迫られています。

こうした中で、昨年来、橋本内閣においては、活力ある21世紀に向けて、行政改革、財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革及び教育改革の「6つの改革」が推進されています。当調査会は、本年1月に「これからの税制を考える」をとりまとめて、経済社会の構造変化に臨んでの税制の望ましい姿や選択肢を提示しました。戦後50年間、わが国を支えてきた経済社会システムが、今やわが国の活力ある発展を妨げる面もあるという認識の下、「6つの改革」が一体的に実現されることを政府に強く要請します。

税制は、公的サービスの財源調達手段であり、国民生活や企業活動の基盤をなすものとして安定性が重視される一方で、「公平・中立・簡素」の基本的考え方に基づきつつ、経済社会の構造変化に適切に対応していくことが求められています。これまでも、このような観点から、昭和63年前後の抜本改革や平成6年の税制改革などが実施されており、税制は時代の変化に応じて大きく変わってきています。平成10年度税制改正においても、更

に法人税制や金融関係税制などについて、経済構造改革や金融システム改革などの諸改革に、時機を失することなく対応していくことが重要と考えています。

② 現在の金融動向と経済情勢にどう対応するのか

わが国の金融は、護送船団方式という言葉に象徴されるシステムが限界に来ています。また、いわゆるバブル経済の後遺症から依然として脱することができません。昨今、金融市場の国際的な競争が進展する中で、土地担保融資に起因する不良債権問題等を背景として、金融機関の経営問題が相次いで発生し、金融システムに対する不安感が国民の間にみられます。また、金融機関が財務体質の改善を図る一方で、そのことが実体経済に与える影響も懸念されています。わが国の経済については、バブル期の後、政府が累次の経済対策を実施してきたにもかかわらず、いまだ力強い景気回復の軌道には乗っていません。こうした中で、経済の先行きに対する不透明感が経済を足踏み状態に至らせています。今や、金融システムの安定と信頼確保に全力を尽くし、わが国経済を早急に順調な回復軌道に乗せることが、極めて重要な課題となっています。

このため政府は、預金者保護を目的として、公的支援を含めた施策の検討に踏みきったところです。税制面でも、こうした施策にあわせて適切な措置をとることが求められています。バブル経済の発生・崩壊が、実体経済と資産価格との不均衡によるものであることから考えると、「資産」への適切な対応が実体経済の活性化にも役立つのではないかと考えます。具体的には、土地の有効利用の促進や土地取引の活性化、証券市場の活性化などにつながるような税制面での措置を検討していく必要があると考えます。

③ 財政構造改革との整合性

一方、わが国の財政は危機的な状況に立ち至っていることも事実です。現在の財政構造を放置すると、少子・高齢化などの経済社会の構造変化に対し、行政が的確に対応できなくなるおそれがあります。将来の世代へと負担を先送りすることは世代間の不公平を招くこととなります。また、非効率な財政支出がそのまま続くと、民間投資や経済成長の足かせとなりかねません。

当調査会は、国民の税制への信頼を確保するためには、まず、適正範囲・適正水準の政府であることが大前提であると考え、「これからの税制を考える」などのこれまでの答申において、徹底した行財政改革の必要性を繰り返し訴えてきました。先般、平成15年度までに国及び地方の財政赤字対

GDP比を3%以下に抑え、赤字公債発行ゼロを達成することを内容とする財政構造改革法が制定されたことは、当調査会として評価します。平成10年度税制改正に関しては、財政構造改革との整合性を図ることが望まれています。

④ 平成10年度税制改正と3つの要請

これまで述べたように、平成10年度税制改正は、経済社会の構造改革、金融動向・経済情勢への対応及び財政構造改革という3つの要請に適切に対応していかなければなりません。

当調査会としては、税制は経済社会構造の基盤であるとの認識の下、まず、構造改革に対応した税制の改革を続けることの必要性を強調したいと考えます。経済構造改革に対応した法人税制改革や金融システム改革に対応した証券税制の見直しなど、わが国の経済社会が抱える構造的な諸課題に対して、税制面からも積極的に取り組んでいくことが、消費者や企業の将来に対する不透明感を払拭し、21世紀に向けてわが国の経済を自律的な安定成長へと導くものであると考えます。これが、ひいてはわが国の税収構造を安定化し、財政構造改革にも資することになるものと考えます。

現下の金融動向・経済情勢に対応するためには、財政構造改革を一時的に棚上げしてでも思いきった減税を行うことが望ましいとの意見や、土地税制などについて緊急の措置を講じる必要があるとの意見がありました。また、一方で、現在の短期的な痛みは覚悟しつつ諸改革を推進する必要があるとの意見もありました。当調査会はこれまでも財政構造改革の重要性を指摘してきましたが、これは税制が経済情勢に弾力的に対応していく余地を否定するという意味ではありません。現在、金融システム安定化や景気回復のための諸施策がとられる中で、平成10年度税制改正においては、税制面でも緊急の措置を講じていくことが必要であると考えます。

以上の平成10年度答申の総論部分から、次の2点が浮かび上がってくるように思われる。第1点は、平成10年度に改正すべき具体的な課題である。この点について答申は、少子・高齢化、グローバル化・情報化が進む中で、橋本首相の掲げる6つの改革を一体的に推進することを政府に要請するとした上で、平成10年度改正において、「法人税制や金融関係税制などについて、経済構造改革や金融システム改革などの諸改革に、時機を失することなく対応していくことが重要と考えています」と述べている。このように平成10年度改正では、こ

れまで懸案であった法人税制と金融関係税制が焦点となることが明記されている。

答申の第2の論点は、現下のアジア通貨危機の中にあって税制の採るべき対応についてである。この点について答申は、「平成10年度税制改正に関しては、財政構造改革との整合性を図ることが望まれています」として財政規律を求めつつ、「これは税制が経済情勢に弾力的に対応していく余地を否定するという意味ではありません。現在、金融システム安定化や景気回復のための諸施策がとられる中で、平成10年度税制改正においては、税制面でも緊急の措置を講じていくことが必要であると考えます」と述べている。この答申が提出された明くる日に橋本首相は、財政構造改革の推進を難しくする特別減税の実施を表明するが、答申はそうした可能性のあることを既に読み込んでいるようにも思える。政府税制調査会としては、財政規律の重要性を明記しつつ、景気対策のための特別減税はある程度容認せざるを得ないという姿勢を示したものと見ることができると述べている。

答申は、平成10年度改正に向けた課題をこのように定めた上、法人税制、金融関係税制及び土地税制を中心として具体的な検討を行っている。その内容については既に「税制改正の背景」の箇所でも述べた。ここでは、そこでは論じていなかった「たばこについての税制上の措置」について述べる。

国鉄長期債務と国有林野累積債務の処理方法が検討される中で、その財源をどこに求めるかが問題となった。財政構造改革会議は、平成10年度より本格的な処理を行うことを決定し、その元本償還部分は国が引き受け、利払い部分に郵便貯金特別会計からの特別繰入れとたばこからの収入を充てることを提案した。政府税制調査会はこの提案に対して、なぜ国鉄と林野庁の長期債務の返済財源の一部にたばこ税が充てられるのか、意見集約に至らなかった。その様子を答申は、「特定の事項の処理に特定の税目をあてることは好ましくないとの意見も多く出されました」、「先送りの許されない問題であり、何らかの対応をせざるを得ないとの指摘もありました」と述べている。結論の出ないまま、答申は「いずれにせよ、仮にこれを行う場合には、臨時・異例の措置であり、これまでの国と地方のたばこ税の関係を基本的に変更するものではないことから、特別税の形式を採らざるを得ません」としている。その後、「平成10年度税制改正の要綱」に「たばこ特別税（仮称）」の創設が盛り込まれ、収入は国債整

理基金特別会計の歳入に組み入れることとされた。

〔注〕

- 1) 以下の記述は、税制調査会「平成10年度の税制改正に関する答申」（平成9年12月）によっている。

5 平成10年度税制改正の内容と評価

(1) 改正内容¹⁾

平成10年度税制改正は、平成10年1月の改正要綱と4月の「総合経済対策」による部分から成っている。2つの改正の背景と概略については既に述べた。改正による増減収見込額は以下に示した表1-11-1と表1-11-2のとおりである。ここでは、この表を参考にしながら改正内容の説明の補完を行う。

表1-11-1に記された（改正要綱による）平成10年分所得税の特別減税については、これまで説明してきたとおりである。法人税関係の具体的な改正内容についても一部繰返しになるが、引当金においては、貸倒引当金の法定繰入率の廃止、賞与引当金の廃止、退職給与引当金の累積限度額の40%から20%への引下げ、製品保証等引当金の廃止、特別修繕引当金の繰入限度額縮減と特別修繕準備金への改組が行われた。減価償却では、建物の減価償却の定額法への限定及びその耐用年数の短縮をはじめ、償却額の拡大が図られた。そのほか、一定規模以上の工事について工事進行基準の採用、割賦販売等について割賦基準の廃止、中小企業の交際費の縮減、役員の子供である使用人への過大給与の損金不算入など収益と費用面での改正が行われた。既に述べたように、これらの改正によって課税ベースを拡大しつつ、法人税の基本税率を37.5%から34.5%（中小企業の軽減税率は28%から25%、公益法人・協同組合等の軽減税率は27%から25%）に引き下げるようになった。

金融関係税制についても既に述べたとおりであるが、有価証券取引税と取引所税の税率が平成10年4月1日以降半減されるようになった。また、この2つの税は平成11年末までに、株式等譲渡益課税の適正化と合わせて廃止されることになった。

土地・住宅税制では、地価税の課税を当分の間停止することになった。法人

表 1-11-1 平成10年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度	平年度
1 平成10年分所得税の特別減税	平成10年度減収 見込額 △4,240 〔平成9年度減収〕 見込額 △9,790	△14,030
2 法人税制改革関係		〔備考〕を参照
(1) 税率の引下げ	△8,190	
(2) 課税ベースの見直し等	4,930	
計	△3,260	
3 金融関係税制の改正		
(1) 有価証券取引税の税率の引下げ	△1,910	△1,910
(2) 取引所税の税率の引下げ	△200	△200
計	△2,110	△2,110
4 土地・住宅税制の改正		
(1) 地価税の課税の停止	△1,340	△1,340
(2) 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の 繰越控除制度の創設	—	△130
(3) その他	△140	△160
計	△1,480	△1,630
5 その他の改正		
(1) 中堅所得者層等の税負担への配慮	△660	△660
(2) 企業関係租税特別措置の改正	170	200
(3) その他	△180	△100
計	△670	△560
合 計 (2 + 3 + 4 + 5)	△7,520	—
一般会計分計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5)	△11,760	—
6 たばこ特別税（仮称）の創設	1,202	2,600

(注) たばこ特別税（仮称）は、平成10年10月1日から実施され、その収入は、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れられる。

(備考) 法人税制改革関係の増減収見込額の経過措置期間（平成10年度～平成15年度）における平均値を、その計算の基礎となる課税所得等の計数の平成11年度以降の伸び率が3.5%及び1.75%（「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目経済成長率）の場合について機械的に計算すると、次のとおりである。

(1) 税率の引下げ △13,800～△14,420

(2) 課税ベースの見直し等 11,220～12,280

計 △2,580～△2,140

(「～」の左側の計数は名目経済成長率1.75%の場合、右側の計数は名目経済成長率3.5%の場合である。)

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「平成10年度予算特集」第553号 43ページ。

の土地等の譲渡益課税では、長期（5年超）保有と短期（2年超5年以内）保有に課せられていた追加課税を3年間停止するとともに、超短期（2年以内）保有については追加課税を廃止した。そのほか、住宅の買換時に発生した譲渡損の3年間の繰越しを認める制度が創設された。このほか、表に示されているように、中堅所得者層等の所得税負担の軽減（16歳から22歳の被扶養者を対象とする扶養控除額の増額）などの改正が行われた。

「総合経済対策」における税制上の措置は、表1-11-2に示されたとおりである。このうち、所得税の特別減税は、上に述べた特別減税を少し増額したものであり、本人分2万円、控除対象配偶者1万円、扶養親族（1人当たり）1万円の定額控除を、給与所得者であれば平成10年8月1日以降に支払われる給与等から適用することとされた。政策減税では、詳細は省略するが、主として中小企業を対象として、投資や研究開発に対して税額控除や特別償却制度を適用することとしている。住宅取得促進税制では、平成10年分居住に対する控除限度額の総額が170万円から180万円に引き上げられた。

表 1-11-2 「総合経済対策」における税制上の措置による減収見込額

(単位：億円)

項 目	初年度	平年度
○ 平成10年分所得税の特別減税	△14,060	△14,060
○ 政策減税		
1 投資減税		
(1) 中小企業投資促進税制の創設	△640	△940
(2) 特定電気通信設備の特別償却制度の拡充	△10	△10
(3) 中小企業技術基盤強化税制の拡充	△20	△60
計	△670	△1,010
2 住宅取得促進税制の拡充	0	△1,620
合 計 (1 + 2)	△670	△2,630
総 計	△14,730	△16,690

(出所)『改正税法のすべて』(平成10年版)12ページ。

(2) 改正の評価

平成10年度税制改正について、『日本経済新聞』は「減税を軸に日本経済の展望示せ」と題された平成9年12月26日の社説で次のように論評している。

「求められるのは、日本経済の構造転換を促す経済活性化策だ。その柱は減税である。来年度予算の政府案には、法人税率の引き下げなどの減税が盛り込まれてはいる。しかし、法人税の実効減税は3300億円にとどまり不十分だ。今年度の補正予算で2兆円の特別減税を実施することを橋本首相が決断したことは評価できる。消費税率引き上げなどによる9兆円の国民負担増を緩和する効果がある。問題は、この特別減税実施をてこにどう経済再生の道を開くかである」と述べている。その上で更に、「これを今年度限りの措置で終わらせては効果も減殺される。来年度は制度減税に切り替えて継続することだ。情勢しいでは、規模の拡大を検討すべきだ。所得税の累進構造を是正すれば、働く意欲も高まる」として、法人税率の引下げを評価しつつも、その一層の引下げが必要であるとしている。また、補正予算による2兆円減税についても評価をしているが、更にそれを制度減税（恒久減税）に切り替えることを求めている。²⁾

『読売新聞』は平成9年12月17日の社説で「まだ道半ばの法人課税改革」と題して次のように論評している。「一方では財政構造改革による財政再建、一方では景気・金融不安対策として大減税を求める声をにらみながら、来年度の税制改正案が決まった。自民党税制調査会の税制改正大綱によると、国・地方を合わせた減税規模は8500億円弱という。数兆円の減税を期待する経済界などは不満だろうが、厳しい財政状況を考えれば、いまできる減税としてはギリギリの線ではないか。とくに、来年度改正で最大の柱である法人税改革では、国税の法人基本税率は3%引き下げられ、戦後最低の34.5%となる。米国の35%を下回る水準だ」と厳しい財政事情の中で決定された法人税率の引下げを評価している。

そのほか、凍結された地価税については、「土地の有効利用に逆行するなどの理由で反対論も根強い。だが、不良債権などによる金融不安が高まっている現状では、制度を残しての凍結は緊急措置としてやむを得ない面もある。これを機会に固定資産税を含めて土地保有税のあり方を、さらに深く検討する必要がある」として、受け入れざるを得ない選択であったとの評価を下している。最後に「旧国鉄債務の処理に関連して、たばこ税引き上げが突然浮上したことだ。こうしたご都合主義的な増税は税制全体への不信感を助長させる恐れがある。厳に慎むべきだ」として、政府税制調査会での議論と同じく、国鉄債務と関連の薄いたばこ特別税の創設を批判している。³⁾

『読売新聞』は2兆円の特別減税について、平成9年12月18日の「首相はもっと明確に説明せよ」と題された別の社説の中で、次のように論じている。「世界恐慌の可能性がどの程度あるかどうかはともかく、首相が出張先のクアラルンプールで二日間、アジアおよび日本経済の行く末を熟慮し、責任を持つての決断であれば、その決定を尊重したい。だが、こうした異例の減税が、景気対策上やむを得ない選択としても、なお疑問は残る。その最大のものは、財政構造改革路線との整合性だ」と述べ、「過去にも何度か財政再建目標を掲げながら、ずるずると先延ばしに延ばし、結局、バブルによる税収の“自然増”に頼るしかなかった経緯がある。そうした失敗を繰り返さないためにも、首相は緊急措置の必要性、今後の財政運営などについてもっと分かりやすく、納得できる説明を行うべきだ。それが政治への信任を取り戻す道である。このままでは態度急変の印象しか残らない恐れがある」として、財政構造改革路線における特別減税の位置づけを明確にすることを求めている。⁴⁾

このように減税を巡っては、『日本経済新聞』と『読売新聞』の2紙とも、法人税率の引下げを評価している。しかし、特別減税を巡っては、一層の減税を求める『日本経済新聞』とそれが財政構造改革を逸脱するものであってはならないとする『読売新聞』の間には論評に差異が生じている。

〔注〕

- 1) 大蔵省『財政金融統計月報』「平成10年度予算特集」第553号 32-35ページ、森信茂樹「平成10年度税制改正について」（『ファイナンス』平成10年2月号）16-17ページ、『改正税法のすべて』（平成10年版）10-12ページ。
- 2) 『日本経済新聞』平成9年12月26日朝刊。
- 3) 『読売新聞』平成9年12月17日朝刊。
- 4) 『読売新聞』平成9年12月18日朝刊。